

情 報

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 2
一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 3

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和8年5月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により 付された違反点数)
20260512	株式会社 357観光(法人 番号6010801033365) 代表者 呂 勇志	東京都大田区 西糞谷3-28 -12 1F	本社営業所	東京都大田区 西糞谷3丁目2 8-12 クレスト オクト1F	輸送施設の使用停止(20日車)	旅客自動車運送事業運 輸規則第21条第5項	令和7年8月6日及び令和7年8月19日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)	2	2
20260513	陽東タクシー 株式会社(法 人番号1060001004621) 代表者 大久保 鋭江	栃木県宇都宮 市石井町字雷 神北2723番地 2号	本社営業所	栃木県宇都宮 市石井町字雷 神北2723番地 2号	文書警告	旅客自動車運送事業運 輸規則第38条第1項	令和8年3月12日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第1項)、(2)運転者に対する地理、応接の指導監督義務違反(運輸規則第39条)、(3)指導主任者の転任・退任届出義務違反(運輸規則第68条第1項第4号)	0	0
20260526	株式会社 SmartShuttle (法人番号4010001241828) 代表者 高原 幸一郎	東京都中央区 日本橋富沢町9 番4号	株式会社 S martShuttl e 葛飾区営 業所	東京都葛飾区 小菅2丁目21 -18アビタシ オン堀切402	輸送施設の使用停止(40日車)	道路運送法第9条の3 第1項	令和7年5月16日及び令和7年6月26日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運賃料金認可違反(道路運送法(以下、運送法)第9条の3第1項)、(2)営業区域外運送違反(運送法第20条)、(3)業務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条)、(4)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条)	4	4

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和8年6月9日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	日南運送 株式会社 代表者：清本 鉄志 神奈川県横浜市旭区南本宿町132
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 神奈川県横浜市旭区南本宿町132-10
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分30日間及び輸送施設の使用停止処分25日車
(5) 主な違反事項	名義の利用等の禁止違反（貨物自動車運送事業法第27条第1項）
(6) 違反行為の概要	<p>法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年7月10日及び同年9月17日に監査を実施。6件の違反が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項） (2) 点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条） (3) 業務記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条） (4) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項） (5) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条） (6) 名義の利用等の禁止違反（貨物自動車運送事業法第27条第1項）
(7) 違反点数付与状況	<p>当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 33点</p> <p>当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 33点</p>